

# 交付しよう 発注書面

## トラブル回避の第一歩



下請法では、親事業者は、発注したら直ちに  
下請事業者に発注書面を交付することが義務付けられています。

11月は下請取引適正化推進月間です



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission  
<http://www.jftc.go.jp/>



中小企業庁  
<http://www.chusho.meti.go.jp/>